

# スポーツ基本法の立法に向けての意見書

2010年(平成22年)8月20日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

- 1 スポーツの社会的文化的価値を高めるとともに、スポーツにおける権利侵害を防止し、スポーツの分野においても法の支配を行き渡らせ、もって公正公平で活力ある社会を実現するため、スポーツ振興法を全部改正してスポーツ基本法を制定すべきである。
- 2 スポーツ基本法を制定するにあたっては、下記の内容を含むものとすべきである。
  - (1) スポーツに関する基本的な権利
    - ア すべての市民に対してスポーツへの参加の機会が保障されること。
    - イ スポーツへの参加において、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、障がいの有無などにより不合理に差別されないこと。
    - ウ スポーツへの参加において、個人の人格尊重の理念の下に、自主的かつ自律的な決定が保障されること。
    - エ スポーツへの参加において、安全が確保されること。
    - オ 国内におけるスポーツ競技連盟及びその所属団体(以下「スポーツ団体」という。)において、その構成員についてその正当な利益を確保しうる公正な手続が確保されること。
    - カ スポーツに参加する者について、公平・中立な紛争解決機関により、迅速にスポーツに関する紛争を解決する権利が確保されること。
  - (2) スポーツに関する国及び地方公共団体の義務

市民のスポーツに関する基本的な権利を保障するため、国及び地方公共団体は条件整備及び法令制定の責務を有するものとし、国は、スポーツ施設の整備基準及び安全基準を定め、スポーツ施設の整備の状況について調査を行うものとする。また、国及び地方公共団体は、スポーツ施設の設置及び利用についてスポーツに参加する者の基本的な権利を確保しなければならないものとするとともに、学校における体育及びスポーツの機会、地域及び職場におけるスポーツの機会を保障する責務並びにスポーツ指導

者の研修，養成及び資格認定が適切に行われるために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

(3) スポーツの保護

ア スポーツの政治的又は商業的な弊害からの保護を定めること。

イ スポーツにおける不正，暴力，セクシャルハラスメント及び薬物乱用等の防止を明記すること。

ウ 国，地方公共団体及びスポーツ団体は，スポーツにおけるドーピングを防止し，スポーツにおけるドーピング撲滅のための措置を講じなければならないものとする。

エ 国は，スポーツに関する紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるよう，仲裁人等手続実施者の技術向上のための財政的支援を行うものとする。

(4) スポーツ団体の義務

ア スポーツ団体は，運営についての透明性を高め，その構成員のスポーツに関する基本的な権利を確保しなければならないものとするとともに，スポーツ競技連盟の適正な運営を確保するために，スポーツ競技連盟の組織，財務，情報公開，紛争処理及び安全対策に関する規約の基準を定めること。

イ スポーツ団体は，スポーツに参加する者からその所属するスポーツ団体に対して公正中立な機関における仲裁その他の手続の申立てがあった場合にはこれに誠実に応じることを定めること。

(5) スポーツの安全

国，地方公共団体及びスポーツ団体は，スポーツ事故及び傷害を防止し，また，被害回復のための適切な対策を行い，スポーツの安全な環境を提供するものとする。

3 文部科学省において検討されている「スポーツ立国戦略」の策定にあたっては，スポーツ振興法を全部改正してスポーツ基本法を制定することを明確にするとともに，スポーツ基本法を制定するにあたっては，スポーツにおける権利保護を図り法の支配を行き渡らせるという本意見書の趣旨を十分反映すべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 スポーツ基本法制定の必要性

(1) 現代社会におけるスポーツの意義(社会的文化的価値と公益性)

現代社会におけるスポーツは、市民の文化、教育、健康面において、社会生活に広く浸透しており、市民が自由な人格を形成し、健康で文化的な生活を営み、余暇を過ごすために、スポーツには重要な役割が期待されている。スポーツは、人生をより豊かにするものであり、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の文化である。

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、大きな意義を有している。

さらに、スポーツは、社会的に多種多様な意義を有している。

第一に、青少年の自律心、克己心やフェアプレイの精神を培い、また、仲間や指導者との交流を通じてコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりの心をはぐくむことができる。とりわけ、子どもにとってスポーツとの関わりは、その成長発達において重要な意味を持つものである。

第二に、スポーツを通じて住民が交流を深めることにより地域の新たな連携が促進され、活力が醸成されることにより地域における連帯感が醸成される。

第三に、言語や生活習慣の違いを超え、世界の人々との相互の理解や認識を深めることにより国際的な友好と親善に資する。

このような多種多様な意義を有する文化としてのスポーツは、現代社会にとって欠くことのできないものとなっている。

## (2) スポーツにおける法の支配の確立の必要性

上記のように、スポーツは現代社会において重要な意義を有し、多くの市民がスポーツに関わり、スポーツを通じて自己実現を達成している。このような現状に鑑みれば、すべての市民について、自らの幸福を追求するためのスポーツに関する基本的な権利が保障されるべきである。

ところが、スポーツの現場においては、たびたび不祥事や不正、不公平な事象が発生し、スポーツに関する基本的な権利の侵害が繰り返されている。

これまでも、スポーツの大会に平等に参加する権利や公正な

手続で選考される権利<sup>1</sup>，スポーツ団体と選手との間の紛争を公平迅速に解決する権利<sup>2</sup>，スポーツの練習における事故<sup>3</sup>や暴力<sup>45</sup>，ス

#### <sup>1</sup>日体大陸上部の事件

日体大陸上部の男子部員（跳躍系種目）が大麻を使用していた問題で，2009年3月，日体大が陸上部跳躍種目の46選手に無期限活動停止の処分を下し，陸上部全体を5日間の活動停止処分とした。さらに，関東学生陸上連盟は日体大陸上部に対し，同連盟主催の試合へ3か月間の出場停止としたうえ，出雲全日本駅伝への推薦取消，箱根駅伝のシード権の剥奪を下した。この処分は，何ら不祥事を行っていない他の部員に対して連座制に基づく処分が課されたものと評価でき，当該他の部員らのスポーツにおける自己決定権を侵害するものといえる。なお，この事件では，何ら不祥事を行っていない他の部員の権利救済はなされなかった。

#### <sup>2</sup>Jリーグ我那覇和樹選手の事件

Jリーグ川崎フロンターレのチームドクター後藤医師が我那覇選手に対して行った点滴治療について，Jリーグがドーピングにあたるとして処分を科した件で，2007年11月に，後藤医師は日本スポーツ仲裁機構（JSAA）にドーピング処分取消しを求めようとしたが，Jリーグはこの仲裁解決を事前に拒否し，仲裁は不成立に終わった。同年12月には，我那覇選手自身がJSAAにドーピング処分の取消しを求めようとしたものの，これもJリーグは事前に仲裁解決を拒否した。結局，この事件は，我那覇選手がスイス所在のスポーツ仲裁裁判所（CAS）に仲裁を申立て，Jリーグの処分を取り消す旨の仲裁判断が下された。

#### <sup>3</sup>サッカー大会落雷事故

1996年8月，大阪府高槻市で開催されたサッカー大会に参加していた私立高校のサッカー部員が試合中に落雷に遭い，視力障害，両下肢機能全廃，両上肢機能の著しい障害等の重度の障害を負った。同部員は，落雷を予見して回避すべき安全配慮義務を怠った過失があるなどとして同校と市体育協会を相手に損害賠償請求訴訟を提起し，第1審及び控訴審は損害賠償責任を否定したが，最高裁がこれを破棄差し戻し（最高裁第2小法廷平成18年3月13日判決・判例時報1929号41頁），差戻し後の高松高裁は落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務を怠った過失があったとして約3億円の損害賠償を認めたと（高松高裁平成20年9月17日判決・判例時報2029号42頁）。

#### <sup>4</sup>時太山暴行死事件

大相撲時津風部屋の序の口力士時太山が，2007年6月26日，多発性外傷性ショックで死亡した事件について，元親方と兄弟子3名が傷害致死罪で起訴され，兄弟子3名には執行猶予付有罪判決，元親方には第1審及び控訴審で実刑判決が言い渡された（元親方は上告中）。元親方に対する第1審判決では，時太山に対して行われた「ぶつかり稽古」は，制裁目的で，かつ「異例の長時間にわたり，過酷な動きを強制して，その間金属バットでの殴打を含む，多数回に渡る殴打，足蹴り，土俵上への倒しなどの有形力を加えながら行われたものであり，正常な稽古の範囲を明らかに逸脱したものであった」として，違法な暴行であったと認定されている（名古屋地裁平成21年5月29日判決判例集未登載）。

<sup>5</sup> 文部科学省の「平成20年度教育職員にかかる懲戒処分等の状況について」によれば，平成20年度に体罰を行ったことにより懲戒処分を受けた教育職員の数は140人（前年度比16人増），訓告等を含めた懲戒処分等を受けた教育職員の数は376人（前年度比5人増）とされているが，この376人のうち58人は場面を「部活動」，場所を「運動場，体育館」とする体罰によって訓告等を含めた懲戒処分等を受けている。

スポーツの指導者による選手に対するセクシャルハラスメント<sup>67</sup>など、スポーツが関わる場面において権利の侵害は多く生じており、また、今後も生じる可能性が高い。スポーツに関する基本的な権利を保障し、このような権利侵害を防止しなければ、スポーツの健全な発展は阻害されてしまうであろう。こうした権利の侵害を防止するためには、スポーツの関わる分野において法の支配を確立することがその前提として必要である。

これまでこれらの権利侵害が繰り返されてきた背景としては、スポーツ団体が一般社会とは隔離された閉鎖的な特殊な部分社会を形成してきたこと、そもそもスポーツにおいては力がすべてであるとの誤解を生じやすい素地があり、このことがジェンダーバイアスを生じやすいことにもつながっていることなどが指摘できる。さらには、とくに競技スポーツにおいて、指導者と選手、教員と生徒、先輩と後輩などのチームや団体内における上下関係が存在していることなどから、選手は意見を表明しにくい立場にあり、権利侵害が生じても被害の実態が表に出にくいという体質が内在している。このような背景及び体質に照らすと、スポーツの分野はそもそも法の支配が及びにくい分野であるということが明らかであり、この分野において法の支配を確立すべき必要性は高い。

このことは、これまでに発生してきた種々の具体的事例に照らしても明らかである。このような不祥事や不公正、不公平な事象の発生を防止し、また、そのような事象が発生した場合における公正な処分手続等が保障されなくては、市民や子どもが安心して

---

<sup>6</sup> 協会役員に対する慰謝料請求事件

ある競技の女性選手が協会男性役員から性関係を強要されたとして、不法行為に基づく慰謝料請求訴訟を提起したところ、裁判所は、これらの事実関係を認めた上、これが原因で部を辞めるに至ったと認定し、慰謝料 300 万円の支払いを命じた（熊本地裁平成 9 年 6 月 25 日判決・判例時報 1638 号 135 頁）。この事案では、選手生命までも断たれるに至っており、セクシャルハラスメントの中でも極めて深刻な事案である。

<sup>7</sup> 文部科学省の「平成 20 年度教育職員にかかる懲戒処分等の状況について」によれば、平成 20 年度にわいせつ行為等を行ったことにより懲戒処分を受けた教育職員の数は 160 人（前年度比 21 人増）、訓告等諭旨免職を含めた懲戒処分等を受けた教育職員の数は 176 人（前年度比 12 人増）とされているが、この 176 件のうち、21 件が場面を「部活動」としており（わいせつ行為等が行われた場面としては「その他勤務時間外」に次いで「部活動」が多くなっている）、13 件が場所を「運動場、体育館、プール等」としている。

スポーツに関わることができない。

また、スポーツは子どもの成長発達において重要な意味を持つものであるが、スポーツ競技における成果を追求するあまり、学校の部活動において体罰やいじめが発生し、子どもがスポーツに参加できない事態も発生している。

市民のためにも、子どものためにも、スポーツに関する基本的な権利及び義務の基本を明示して、わが国において新たにスポーツに関する基本法を制定し、スポーツに関する基本的な権利を確立し、スポーツの分野に法の支配を浸透させる必要がある。

### (3) わが国におけるスポーツ関係法制の現状

わが国においては、現在、スポーツ振興法が制定され、これに基づいてスポーツに関する行政が行われている。しかし、以下に述べるとおり、現在のスポーツ関係法制は不十分である。

ア 現在制定されているスポーツ振興法は、行政が奨励するスポーツの振興策を定めるものとなっており、スポーツにおける公正、公平、手続の適正、スポーツ団体のガバナンスの維持やコンプライアンスの徹底といったスポーツにおける法の支配の観点がかく欠落している。スポーツ関係法制は、スポーツにおける権利保護、人権の観点から見直されるべきである。

イ また、現在の日本のスポーツ政策は、行政面でも、法令面でも総合的、統一的に実施されていない。スポーツ行政を統一的に規律する立法として、スポーツにおける権利保護を明記しこれを基本理念とするスポーツ基本法を制定し、これを具体化する下位の法令と相俟って、十分な権利保障を実現するスポーツ法の体系を構築する必要がある。

ウ スポーツ振興法は、教育法体系の中に位置付けられ、また、プロスポーツはスポーツ振興の対象とされていない。しかしながら、スポーツは、前述したとおり、現代社会において様々な意義を有しており、教育機関において行われるスポーツ以外にも大きな意義が認められることはいうまでもなく、また、プロスポーツにおいても権利侵害が発生しうることは前述の事例においても見られるとおりである。従って、現代社会において、スポーツは教育法体系の中にのみ位置づけられるものではなく、より広い射程を持ったスポーツの法体系が構築されるべきである。

エ そこで、スポーツにおいても法の支配を徹底させ、スポーツにおける権利保護を図る観点から、スポーツ振興法を全部改正してスポーツ基本法を制定すべきである。また、プロスポーツ、スポーツ団体などに関する規定を含んだスポーツ全体を規律するものとしてスポーツ基本法が必要である。

#### (4) 国際的なスポーツ法の動向

スポーツに関する基本的な権利は、ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」(1978年)<sup>8</sup>、国際オリンピック委員会「オリンピック憲章」<sup>9</sup>などに明記されているが、先進諸国の中ではフランスが1984年に「スポーツ基本法」を、2006年には総合的なスポーツ法体系である「スポーツ法典」を制定している。

先に見たように、わが国ではスポーツの分野における法の支配が行き届いているとは言い難い現状にあることから、ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」、オリンピック憲章などの国際的基準をわが国のスポーツ関係法制の現状に反映させていく必要がある。

#### (5) 新たにスポーツ基本法を制定する必要性

スポーツ振興とともにスポーツの適正な発展のためにADRとしての日本スポーツ仲裁機構の利用促進、日本アンチ・ドーピング機構によるアンチ・ドーピングの啓蒙・普及活動、スポーツ庁設立の要望、スポーツに関するあらゆる分野の科学研究の推進など、スポーツ界には新しい流れが生じている。

そこで、これらの新しい流れを汲み入れてスポーツのさらなる発展を図るとともに、法の支配をスポーツの分野においても行き渡らせ、公正公平で活力のある社会を実現するため、現在のスポーツ振興法を全部改正してスポーツ基本法を制定し、スポーツにおける権利保護を実現し、スポーツにおける法の支配の徹底を図るべきである。

---

<sup>8</sup> ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」第1条には「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的な権利である。」「すべて人間は、人格の全面的発達にとって不可欠な体育・スポーツへのアクセスの基本的権利を持っている。」と規定されている

<sup>9</sup> 国際オリンピック委員会「オリンピック憲章」(2007年版)の「オリンピズムの根本原則」には「スポーツを行うことは人権の1つである。各個人はスポーツを行う機会を与えられなければならない。そのような機会には、友情、連帯、そしてフェアプレーの精神に基づく相互理解が必須であるオリンピック精神に則り、そしていかなる種類の差別もなく、与えられるべきである。」(第4項)と規定されている。

## 2 スポーツ基本法制定の検討状況について

### (1) 日本スポーツ法学会における検討

スポーツ基本法を制定する必要性については、すでに日本スポーツ法学会が1997年「スポーツ基本法」要綱案を発表し、その必要性を主張してきたところである。同要綱案は、当時の世界的なスポーツの権利宣言・憲章の基本原則を網羅して作成されたものであるが、同学会ではその後これを発展させ、2009年7月4日に「スポーツ基本法PT仮案」を発表している。

### (2) スポーツ議員連盟による検討

これに対し、超党派の国会議員で構成されるスポーツ議員連盟がスポーツ基本法案を議論し、これに基づいて議員立法として2009年7月及び2010年6月に同法案が衆議院に提出されている。しかし、これらの法案は、優秀なスポーツ選手の育成やスポーツ振興施策に主眼を置いており、2010年6月提出の法案においてわずかに「スポーツに関する紛争の迅速かつ円滑な解決」に関する条文が加えられているだけで、スポーツにおける権利保護や法の支配の徹底を意図したものではなく、この点で不十分なものといわざるを得ない。

## 3 スポーツ基本法に盛り込まれるべき内容について

スポーツ基本法には、スポーツにおける権利保護を実現し、スポーツにおける法の支配の徹底を図るため、以下の内容が盛り込まれるべきである。

### (1) スポーツに関する基本的な権利

ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」、オリンピック憲章などにおいては、スポーツに関する基本的な権利が明記されている。そこで、スポーツ基本法においても、下記の内容が含まれるべきである。

すべての市民に対してスポーツへの参加の機会が保障されること。

スポーツへの参加において、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、障がいの有無などにより不合理に差別されないこと。

スポーツへの参加において、個人の人格尊重の理念の下に、自主的かつ自律的な決定が保障されること。

スポーツへの参加において、安全が確保されること。

スポーツ団体において、その構成員についてその正当な利益を



確保しうる公正な手続が確保されること。

スポーツに参加する者について、公平・中立な紛争解決機関により、迅速にスポーツに関する紛争を解決する権利が確保されること。

なお、「スポーツへの参加」を保障するにあたっては、男女平等や障がい者のスポーツに関する法との整合性を図るべきである。また、スポーツ紛争処理制度については後述する（(3)エ）。

(2) スポーツに関する国及び地方公共団体の義務

ア 市民のスポーツに関する基本的な権利を保障するため、国及び地方公共団体には、そのために必要な諸条件を整備し、必要な法令を定める責務を有するものとすべきである。

イ 市民のスポーツにおける安全を確保するため、国は、スポーツ施設の整備基準及び安全基準を定めることとするとともに、スポーツ施設の整備の状況について調査を行うこととすべきである。また、国及び地方公共団体は、スポーツ施設の設置及び利用について、スポーツに参加する者の権利を確保しなければならないものとすべきである。

ウ 国及び地方公共団体は、学校においては体育及びスポーツの機会を保障し、地域及び職場においてはスポーツの機会を保障する責務を有するとともに、スポーツ指導者の研修、養成及び資格認定が適切に行われるために必要な措置を講ずる責務を有するものとすべきである。

特に学校における体育・スポーツは、子どものスポーツ活動の機会を保障するために、格差や不平等が起こらないようにすべきである。

また、スポーツの指導、コーチは有資格者によって行われるべきであり（ユネスコ憲章4条参照）、国は、スポーツ指導者の資格制度を定めることとすべきである。

(3) スポーツの保護

ア スポーツの政治的、商業的弊害からの保護について

現代社会においては、スポーツは、政治的、商業的な問題と無関係に存在することはできない。しかしながら、オリンピックのボイコットに代表されるように、過度の政治的、商業的な利用によりスポーツが歪められる弊害が発生しており、これらの問題からスポー

ツを保護する必要がある。そこで、スポーツ基本法においては、スポーツの政治的又は商業的な弊害からの保護を定めるべきである。

イ スポーツにおける不正、暴力、セクシャルハラスメント及び薬物乱用等の防止について

スポーツにおける不正、暴力、セクシャルハラスメント、薬物乱用等は、スポーツから排除されるべき重大な問題である。スポーツの倫理的及び道徳的な基盤とスポーツに参加する者の尊厳を守るため、スポーツ基本法において、これらを防止することを明確に定めるべきである（また、これらの問題を防止するため、これらの防止に関するガイドラインやスポーツ倫理綱領が制定されるべきである。）。

ウ スポーツにおけるドーピング防止について

スポーツにおける不正防止に関し、ドーピング防止は極めて重要であり、その適切な対応は国際的にも重要な課題である。国は、ユネスコ条約や世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の規程への対応を各種スポーツ団体と協議して方針をさらに具体化していく必要がある。そこで、スポーツ基本法においては、国、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツにおけるドーピングを防止し、スポーツにおけるドーピング撲滅のための措置を講じなければならないものとすべきである。

エ スポーツ紛争処理制度について

現在、スポーツを巡る紛争を公正・公平・迅速に解決するためのADRとして、日本スポーツ仲裁機構が設立されており、また弁護士会にも仲裁センターが各地で設立されているが、スポーツ選手及び団体にはその利用が十分に普及しているとは言えない状況にある。このことは、スポーツを巡る紛争の多くは、法に基づいて公正・公平に解決されることなく放置されているということであり、スポーツにおける法の支配の確立のためには、極めて問題といわなければならない。そのため、スポーツ基本法において、スポーツに参加する者は、公平・中立な紛争解決機関により、迅速に紛争を解決する権利を有することとして、紛争の解決を受ける権利を明記するべきである（(1)）。

そして、スポーツ基本法において、スポーツ紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるよう、スポーツに参加する者が

らその所属するスポーツ団体に対して公正中立な機関における仲裁その他の手続の申立があった場合には、スポーツ団体がこれに誠実に応じることを定め（(4)イ）、そのために国が講ずべき措置として、仲裁人等手続実施者の技術向上のための財政的支援を行うことを定めるべきである（なお、国は、日本スポーツ仲裁機構の位置付けを明らかにし、スポーツ団体内の紛争処理制度の基準を定めるべきである。）。

#### (4) スポーツ団体の義務

ア 現在、各種競技についてスポーツ団体が存在しているが、スポーツに関する基本的な権利を確保するためには、スポーツ団体の自律性を確保し、運営の透明性を高める必要がある。スポーツ団体のガバナンスを高め、コンプライアンスを徹底させることは、大相撲における不祥事の多発に見るように、スポーツ界における喫緊の課題である。そこで、スポーツ基本法においては、スポーツ団体は、運営についての透明性を高め、その構成員のスポーツに関する基本的な権利を確保しなければならないものと定めるべきである。

そして、スポーツ競技連盟について、国は、その適正な運営を確保するために、スポーツ競技連盟の組織、財務、情報公開、紛争処理及び安全対策に関する規約の基準を定めるものとすべきである。

イ 前述したとおり（(3)エ）、スポーツ団体は、スポーツに参加する者からその所属するスポーツ団体に対して公正中立な機関における仲裁その他の手続の申立てがあった場合にはこれに誠実に応じることを定めるべきである。

#### (5) スポーツの安全

スポーツが安全に行われることは当然の前提であり、スポーツにおいては安全に対する配慮が十分になされるべきである。また、いったんスポーツ事故が発生した場合には、スポーツに参加する者が被害を負う一方で、場合によっては関係者が損害賠償責任を負担しなければならない可能性があり、このためにボランティア指導者等の活動が萎縮したり、スポーツ団体が経済的破綻を来すおそれもある。このような事態に至らないようにするため、まず安全確保のための配慮を十分になすべきであるが、そのような配慮をしてもなお生じうる事故の損害については、スポーツ保険・災害共済などの十分な補償制度を整備し、ボランティア指導者が賠償責任を負担しな

くてすむようにするとともに、事故原因を検証して万全な再発防止策を策定するシステムが設置されるべきである。現在のスポーツ振興センターの災害共済給付制度は、被害者からの直接の給付申請ができず、また、給付金額に上限が設けられているなど不十分であり、より実効性のある補償制度が策定され実施されるべきである。スポーツ事故の被害者に対しては、その後の生活の安定と安心を適切に確保することが必要である。

そこで、スポーツ基本法においては、国、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツ事故及び傷害を防止し、また、被害の回復のための適切な対策を行い、スポーツの安全な環境を提供するものとするべきである。

また、これにあわせて、スポーツの安全対策及び事故補償に関する法律を制定し、安全基準・安全対策、スポーツ保険・災害共済の基準と整備、スポーツ事故補償対策の整備が図られるべきである。

#### **4 文部科学省における「スポーツ立国戦略」の策定について**

文部科学省は、2010年3月から「スポーツ立国戦略」の策定に向けた検討を開始してヒアリングを実施し、同年7月20日、「スポーツ立国戦略（案）」を策定し、公表した。

同案によれば、重点戦略の一つとして「透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現」を掲げ、その主な施策として「スポーツ団体の組織運営に関するガイドラインの策定等」「公平・公正なスポーツ団体の運営の確保」「スポーツ団体のマネジメント機能強化の推進」「スポーツ紛争の迅速・円滑な解決支援」「ドーピング検査体制・防止活動の充実」を掲げるとともに、今後、スポーツ振興法を見直しスポーツ基本法の検討に取り組むとしている。

同案は、これまで立ち後れていたスポーツ界に公正・公平な運営を求めていこうとするものであって、その基本的な方向性は首肯できるところである。

しかしながら、前述したように、スポーツ界では未だに法の支配が行き届いているとは言い難い現状に鑑み、今こそスポーツ基本法を制定してスポーツにおける権利保護を実現し、スポーツにおける法の支配の徹底を図るべきである。同案は、スポーツにおける権利保護、法の支配の徹底を正面から取り上げるものではなく、スポーツ基本法の制定も「検

討」にとどまっているのであって、このような観点からはなお不十分なものといわざるを得ない。

「スポーツ立国戦略」においては、スポーツ振興法を全部改正してスポーツ基本法を制定することを明確にするとともに、スポーツ基本法を制定するにあたっては、スポーツにおける権利保護を図り法の支配を行き渡らせるという本意見書の趣旨が十分反映されるべきである。

以 上